

## [総務課関係]



# 「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

子どもと子育てを応援する社会

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

## 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

## 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切に

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

## 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
  - ・子ども手当の創設
  - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
  - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

## 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
  - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
  - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
  - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
  - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
  - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
  - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
  - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
  - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
  - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
  - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

## 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
  - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
  - ・地域子育て支援拠点の設置促進
  - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
  - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
  - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
  - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
  - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
  - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

## 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
  - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
  - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
  - ・テレワークの推進
  - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
  - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
  - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
  - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
  - ・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

## 安心できる 妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	22.4床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

## 地域の子育て力 の向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業	7100か所 （市町村単独分含む）	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

## 潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

## 男性の育児参加 の促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）*参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）*参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

## 社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

## 子育てしやすい 働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）*参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の  
 拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

**追加所要額：約0.7兆円** (平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】

**制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円** (平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

H21～26の必要  
費用累計額

**10兆**

(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

すべての子育て家庭支援

その他(社会的養護)

【認可保育所等】 +約3,000億  
 【放課後児童クラブ】 + 約300億  
 【育児休業給付】 +約1,500億  
 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

【一時預かり】 +約800億  
 【妊婦健診】 +約700億  
 (注3)  
 【地域子育て支援拠点】 +約200億

【社会的養護】  
  
+約200億

制度的見直しを行うと  
した場合の機械的試算

○認可保育所の利用料1割とした場合 +約6,900億  
 ○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 +約2,000億

※施設整備費 【保育サービス】 +約700億 【放課後児童クラブ】 +約100億 【社会的養護】 +約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

(案)

事務連絡  
平成22年2月25日

各都道府県  
各指定都市 次世代育成支援対策担当課 御中  
各中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課少子化対策企画室

#### 後期行動計画における目標値設定について

日頃から次世代育成支援対策の推進にご尽力いただき、お礼申し上げます。

今般、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として、子ども・子育てビジョンが閣議決定（平成22年1月29日）され、今後、平成26年度までの5年間に、政府を挙げて取組を進めることとしています。

本ビジョンにおいては、具体的施策内容と数値目標を盛り込んでおり、このうち、保育等の子育て支援サービスの数値目標については、市町村が後期行動計画策定のために実施したニーズ調査結果の集計値をもとに、潜在需要を含む待機児童解消に向け、平成29年度に見込まれるニーズ量をベースに、計画初年度から段階的に一定の整備量を確保していく考え方により設定しています。

このため、ビジョンにおける平成26年度の数値目標は、市町村における平成26年度目標値の集計値（従来の保育サービス事業量の伸び概ね年約2万人増に対応したものとなっている）を上回るものとなっています。

各自治体におかれては後期行動計画の策定に向けた最終段階にあると考えており、直ちに目標値の見直しをお願いするものではありませんが、サービスの前倒し整備や、定期的に行う計画の実施状況の評価の際に見直しを図るなど、待機児童の早期解消等、地域の子育て支援推進の観点から、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村へも周知いただきますようお願い申し上げます。

# 子ども・子育てビジョンにおける子育て支援事業の数値目標

平日昼間の保育サービス	〔現 状 (H20年度)〕	〔H26年度目標値〕	目標値の考え方は
認可保育所等 (受入児童数) ※ [ 家庭的保育 (受入児童数) ]	215万人 * H21年度見込み (3歳未満 75万人; サービス提供割合24%) [ 0.3万人 ]	241万人 (3歳未満102万人; サービス提供割合35%) [ 1.9万人 ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満児の4人に1人から、3人に1人の利用</li> <li>H29年度での3歳未満児のサービス必要量(サービス提供割合44%)の見込みに対し、現状75万人から一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では102万人(同35%)</li> </ul>
放課後児童クラブ (受入児童数) ※	81万人 * H21.5 (小学1~3年サービス提供割合21%)	111万人 (小学1~3年サービス提供割合32%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学1~3年生の5人に1人から、3人に1人の利用</li> <li>H29年度でのサービス必要量(小学1~3年のサービス提供割合40%)の見込みに対し、現状81万人から一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では111万人(同32%)</li> </ul>
延長等の保育サービス 延長保育等 (受入児童数) ※ [ 夜間保育 (か所数) ] [ トワイライトステイ (か所数) ]	79万人 * H21年度見込 [ 77か所 ] [ 304か所 ]	96万人 [ 280か所 ] [ 410か所 ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長保育、夜間保育、トワイライトステイについて、平日昼間の保育サービス量241万人のうち4割のニーズに対応し、必要なサービス量として96万人</li> </ul>
その他の保育サービス 休日保育 (受入児童数) ※ 病児・病後児保育 (延べ利用日数) ※	7万人 * H21年度見込み 延べ31万日	12万人 延べ200万日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日昼間の保育サービス量241万人のうち約5%のニーズに対応し、必要なサービス量として12万人</li> <li>平日昼間の保育サービス利用児童数に対し必要な利用日数約400万日のうち、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより200万日</li> </ul>
すべての子育て家庭への支援 一時預かり (延べ利用日数) ※ ファミリーサポートセンター (市町村数) 地域子育て支援拠点 (か所数)	延べ348万日 570市町村 7,100か所 * H21年度見込み 市町村単独分含む	延べ3,952万日 950市町村 10,000か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度のサービス必要量に対し、現状348万日から、一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では延べ3,952万日(年間7日程度)</li> <li>全国の5割を超える市町村で実施</li> <li>すべての中学校区で実施</li> </ul>

※市町村のニーズ調査の集計結果をもとに、潜在的なニーズに対応

# 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

## 〈21年度〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業  
 一時預かり事業  
 地域子育て支援拠点事業  
 児童ふれあい交流事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育ての両立を支援するサービス

延長保育

(特定事業)  
 ・乳児家庭全戸訪問事業  
 ・養育支援訪問事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業  
 ・子育て短期支援事業  
 (その他事業)

388億円

すべての子育て家庭向けのサービス

## 〈22年度予算案〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業  
 延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)  
 ・乳児家庭全戸訪問事業  
 ・養育支援訪問事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業  
 ・子育て短期支援事業  
 (その他事業)

361億円

すべての子育て家庭向けのサービス

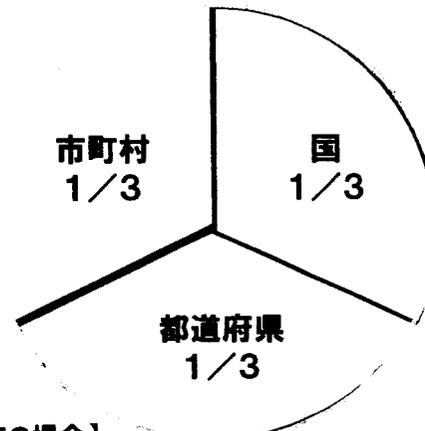
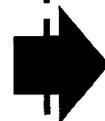
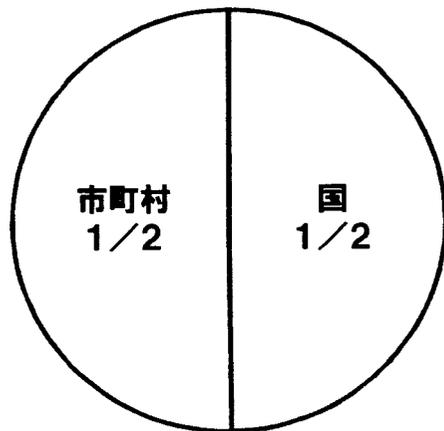
※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

# 負担割合の変更について

## 〈ソフト交付金：一般財源〉

## 〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉

《延長保育》

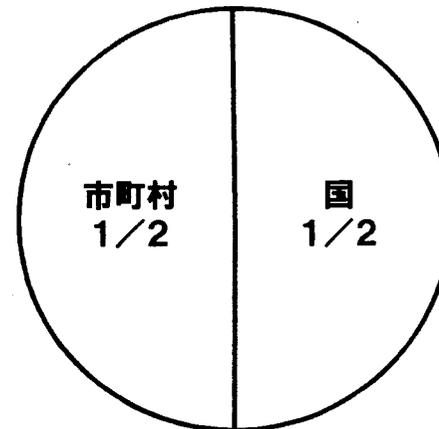
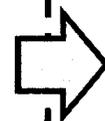
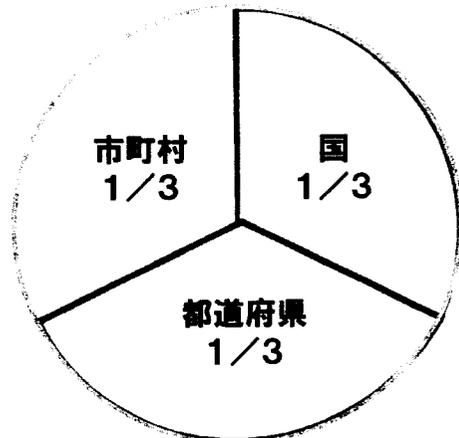


【指定都市、中核市の場合】  
 国1/3 指定都市・中核市2/3

## 〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉

## 〈ソフト交付金：一般財源〉

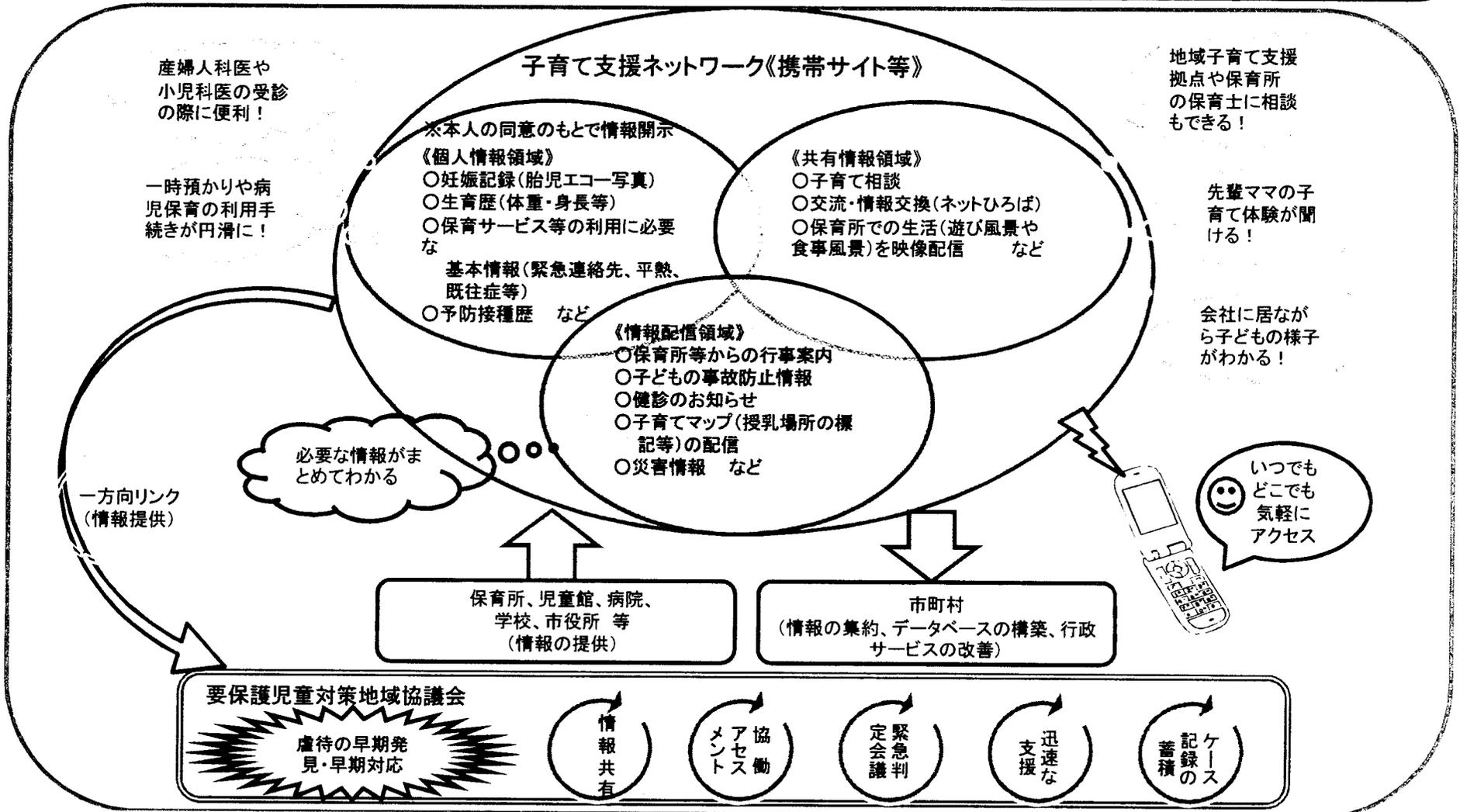
《地域子育て支援拠点、一時預かり、  
 児童ふれあい交流》



【指定都市、中核市の場合】  
 国1/3 指定都市・中核市2/3

# 子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。  
 【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

### 【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要  
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている



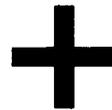
## 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

### 【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催  
など



(これに加え)

### 【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

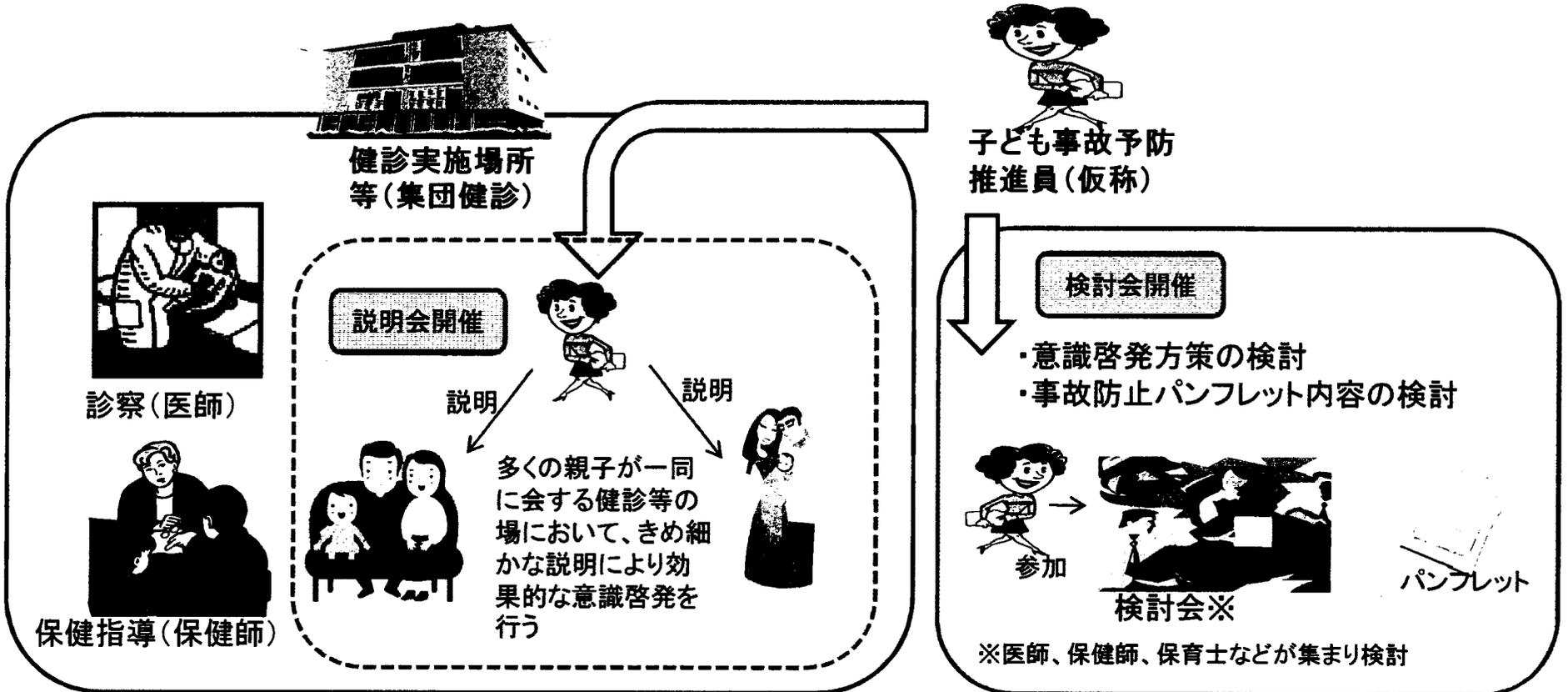
(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化  
など

# 子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



## 地域子育て支援拠点事業「出張ひろば」の活用について

- 子育て家庭の利用実態等により、常設のひろば開設が困難な場合、開設されている「ひろば型」を核として「出張ひろば」を積極活用し、支援拡充。
- ひろば職員とともに、地域の子育て支援関係者等が子育て親子の交流の場を提供。

